

令和5年度 公益社団法人鳥取県人権文化センター 定時総会議事録

日時 令和5年5月29日(月) 10:00~11:04
場所 県民ふれあい会館5階 講義室 (鳥取市扇町21)
出席者数 52団体(代表者出席10団体、代理出席18団体、
議決権行使書22団体、委任状2団体)
出席者名簿 別紙のとおり
議題 別添資料のとおり

事務局 ただいまから、令和5年度公益社団法人鳥取県人権文化センター定時総会を開会いたします。

本日は、出席会員が28団体、議決権行使書が22団体、委任状が2団体の52団体のご出席をいただいております。定款第16条による過半数以上の出席を満たしていることをご報告いたします。それでは、最初に当センターの前田会長がご挨拶を申し上げます。

会長 お忙しい中、定時総会にご出席いただきありがとうございます。当人権文化センターは隣の建物から一昨年、この県立生涯学習センターの2階に移転をしました。初めての方もおられるかと思しますので申し上げますが、県人権文化センターは鳥取県と県内の全市町村、各種社会団体、企業、個人等を会員とし、人権啓発の取り組みを啓発する機関でございます。様々な人権問題や啓発手法について7名のスタッフが勉強し、成果を提供しております。当センター2階では大きい部屋とはいきませんが展示なども行っておりますので、皆さん仲間と一緒にどうぞいらしてやって下さい。歓迎を申し上げます。

本日は、その運営活動を含め令和4年度事業報告、決算についてを中心にご審議、ご意見をいただき実りある会となりますようお願いをし、ご挨拶といたします。

事務局 次に、議長の選出でございますが、定款第15条の規定により、総会の議長は当センター会長が当たることとなっております。それでは前田会長よろしくお願いいたします。

議長 議長の前田義機です。皆様にご協力いただきまして円滑な議事の進行を図りたいと思っております。よろしくお願い致します。

それではまず議事録署名人についてでございますが、定款第19条の規定により、出席される理事のうち2名を選任することになってございます。私のほうで指名させていただいてよろしゅうございますか。

会員 (異議なし)

議長 ご承認いただきましたので、指名をさせていただきます。

鳥取県連合婦人会の佐々木理事さんと鳥取県人権教育推進協議会の岡崎理事さんに議事録署名人に指名をいたします。お二人の方には、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議事日程は皆さんのお手元に配布しております総会議案、総会次第のとおりでございます。

議案第1号令和3年度決算書類の修正についてを議題とします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 (議案第1号令和3年度決算書類の修正について 説明)

議長 ただいま説明のありました令和3年度決算書類の修正についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

会員 (なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第1号について承認することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

会員 (賛成会員挙手)

議長 ありがとうございます。事前に提出していただいた議決権行使書及び委任状による賛成を合わせて過半数に達しましたので、議案第1号令和3年度決算書類の修正については承認をされました。

次に、議案第2号令和4年度事業報告について、議案第3号令和4年度決算についてを関連がございますので一括議題といたします。事務局、説明をしてください。

事務局 (議案第2号令和4年度事業報告について 説明)

(議案第3号令和4年度決算について 説明)

議長 続いて、監査報告をお願いいたします。

事務局 本日は政田監事、田中監事、両監事ともご欠席でございますが、資料の21頁をご覧ください。監査報告書でございます。令和5年4月25日に令和4年度の理事の職務執行及び当センターの業務内容と決算につきまして、政田監事と田中監事に監査を行っていただきました。監査結果はご覧のとおりですが、2の監査意見については代読させていただきます。

監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告は、法令及び定款に従い、当センターの状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法令及び定款に従い当センターの財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上でございます。

議長 それでは、令和4年度事業報告及び決算についてご説明がありました。これにご意見、ご質問等、皆さんのほうでいただけたらと思っておりますがどうでしょうか。

会員 (なし)

議長 ご意見、ご質問等がないようでございますがよろしゅうございますか。

議案第2号及び第3号について承認することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 員	(賛成会員挙手)
議 長	<p>ありがとうございます。事前に提出いただいた行使書と及び委任状による賛成を合わせますと過半数に達しましたので、議案第2号令和4年度事業報告について及び議案第3号令和4年度決算については原案のとおり承認されました。ありがとうございました。</p> <p>次に、議案第4号役員の選任(案)についてを議題とします。事務局から説明をしてください。</p>
事務局	(議案第4号役員の選任(案)について 説明)
議 長	<p>議案第4号については、一般社団法人法の趣旨に基づき、一人ずつ承認をいただくことになってございます。</p> <p>はじめに、明場達郎さんについて承認いただけますか、承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
会 員	(賛成会員挙手)
議 長	<p>ありがとうございます。事前に提出いただいた議決権行使書及び委任状による賛成を合わせ、過半数に達しておりますので承認をされました。</p> <p>次に、佐々木満也さんについて承認いただけますか、承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
会 員	(賛成会員挙手)
議 長	<p>ありがとうございます。事前に提出いただいた議決権行使書及び委任状による賛成を合わせて過半数に達しておりますので承認されました。</p> <p>続いて、高橋義幸さんについて承認いただけますか、承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
会 員	(賛成会員挙手)
議 長	<p>ありがとうございます。事前に提出いただいた議決権行使書及び委任状による賛成を合わせて、過半数に達しましたので承認されました。</p> <p>松田繁さんについて承認いただけますか、承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
会 員	(賛成会員挙手)
議 長	<p>ありがとうございます。事前に提出いただいた議決権行使書及び委任状による賛成を合わせ過半数に達しましたので、承認されました。</p> <p>以上で議案第4号役員の選任(案)については原案のとおり承認をされました。</p> <p>次に、議案第5号鳥取県立人権ひろば21基金の使用についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(議案第5号鳥取県立人権ひろば21基金の使用について 説明)
議 長	<p>ただいま説明のありました、鳥取県立人権ひろば21基金の使用について、皆様のご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>

会 員
議 長

(なし)

ないようでございます。お諮りをいたします。
議案第5号について承認することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

会 員
議 長

(賛成会員挙手)

ありがとうございます。議案第5号鳥取県立人権ひろば21基金の使用については原案どおり承認をされました。
次に報告事項に移ります。鳥取県人権機構の設立について事務局から説明をしてください。

事務局

昨年の総会でも説明しておりますけれども、当センターと鳥取県人権教育推進協議会を構成員とする、鳥取県人権機構を4月1日に設置をいたしております。これは市町村さんに関係するわけですが、市町村法令外負担金等審議会というのがございまして、市町村さんからいただいております会費につきましては、この審議会ですとめて承認いただくという審議会でございます。その審議会から鳥取県人権教育推進協議会と統合することというご意見を平成24年度からずっといただいております。当センターでも色々議論をしておりますし、鳥取県人権教育推進協議会さんとも議論を重ねてきておりますが、やはり鳥取県人権教育推進協議会さんは独自の団体として存続したいという思いが非常に強いという中で、審議会のほうから言われる吸収合併みたいな事は難しいだろう、そうはいつでも鳥取県人権教育推進協議会さんと何かの形ができないかということで、この人権機構というものを創った訳でございます。

今後は市町村法令外負担金等審議会から承認がありました市町村のセンターの会費や鳥取県人権教育推進協議会の負担金につきましては、センター分と鳥取県人権教育推進協議会分の金額を明記したうえで人権機構として請求させていただくことにいたします。また、鳥取県人権教育推進協議会のメイン事業であります研究集会につきましても、今まで以上に連携することとしておりまして、センターの持つノウハウや知見をそこで生かして事業の充実を図り、人権に関する啓発効果が一層高まるように努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長
会 員
事務局

皆さんのほうで、何かご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)

追加でご説明しておきますと、当センターの会員さんの中で市町村以外の会員さんにつきましては、今までどおり鳥取県人権文化センターでやっていきますのでよろしく願いいたします。

議 長
会 員
(精神障害者家族会
連合会)


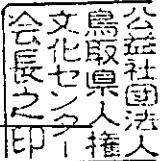
以上を報告といたします。

鳥取県精神障害者家族会連合会の田淵です。
障がい分野が12に分かれていると認識している。啓発活動の中であらゆる障がい者をどのように啓発していただいているか少しお尋ねしたい。なおかつ精神の場合は、令和4年度より高校の保健体育の中で精神疾患に関するメカニズム、そして治療、社会復帰といったものが教科の中で取り上げられてきているという事実をふまえ


	て、啓発の中でどのように取り扱っておられるのかお尋ねしたい。
事務局	当センターで精神障がいの方に特化した啓発というのは、残念ながらまだやっておりません。ただ、障がいに関する法律ができた時に合理的配慮であるとか差別の禁止を多くの方々に理解していただくために人権学習教材を作成し、その内容にそった研修を県内各地でさせていただいております。
会 員 (精神障害者家族会 連合会)	そういうお話は一過性のものであって、継続的にこれは必要なものだと思っております。精神疾患に関する皆さま方の関心がまだまだ少なく、表立って話題になることが非常に少ない。障害者差別解消法、合理的配慮等、法律的には制定されているが、実際そういったものが話題に上がることは少ない。意図的に是非取り上げていただきたい。
事務局	さまざまな障がい種別の当事者や家族、支援の方々の団体とは協力しており、ふらっとの交流スペースを使ったパネル展示等をさせていただいております。これらも継続的に今後も行いながら、精神障がいに関しての啓発がより一層進むように当センターとして何ができるかということを考えさせていただきたいと思っております。
会 員 (身体障害者福祉 協会)	来年の4月1日から合理的配慮を行わねばならないことになっているが、まだまだ出来ていないように思う。簡単に言うと、車いすの駐車場。鳥取市の新庁舎では元気な人が停めている状況がある。本当に皆さんが真剣に考えているのか。そういうことはきちんとしてもらわないといけない。県の会議等でも同じことを言わせてもらっている。
会 員 (精神障害者家族会 連合会)	センター役員に障がい者代表が入っていない。12分野の障がいを持った方がどのようにこの役員の席に入ってもらえるか、今後少し配慮をいただけたらありがたい。
事務局	役員につきましては、任期があと1年ございます。1年後には新たな役員を選出することになりますので、それに向けてご意見を参考にしながら検討していきたいと思っております。
議 長	そのほか、何かございますか。
会 員	(なし)
事務局	(なし)
議 長	以上をもちまして、議案審議は全て終了いたしました。会員の皆様には議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。
事務局	以上をもちまして、本日の総会を終了させていただきます。ありがとうございました。


令和5年5月29日に開催された、令和5年度公益社団法人鳥取県人権文化センター
定時総会の議事内容は以上のとおりです。

令和5年5月29日

議長 前田 義 機  

議事録署名人 佐々木 ちえ子 

議事録署名人 岡崎 周 治 

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名
公益社団法人鳥取県人権文化センター事務局長 谷 和敏 

令和5年度 公益社団法人鳥取県人権文化センター一定時総会 出欠表 (別紙)

団体名	出欠
鳥取県	○
鳥取市	○
米子市	△
倉吉市	○
境港市	△
岩美町	○
若桜町	○
智頭町	○
八頭町	△
三朝町	△
湯梨浜町	○
琴浦町	×
北栄町	○
日吉津村	△
大山町	○
南部町	△
伯耆町	△
日南町	○
日野町	▲
江府町	△

本人出席 10
 代理出席 18
 書面による議決権行使 22 (否なし)
 委任状提出 2

 計 52

団体名	出欠
部落解放同盟鳥取県連合会	△
鳥取県人権教育推進協議会	◎
鳥取県連合婦人会	◎
鳥取県男女共同参画推進会議	△
(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会	◎
(社福)鳥取県身体障害者福祉協会	◎
(公社)鳥取県手をつなぐ育成会	△
鳥取県精神障害者家族会連合会	◎
(公社)鳥取県視覚障害者福祉協会	△
鳥取県民生児童委員協議会	◎
鳥取県子ども家庭育み協会	△
鳥取県国公立幼稚園・こども園長会	△
鳥取県小学校長会	○
鳥取県中学校長会	△
(一社)鳥取県私立学校協会	×
(公社)鳥取県老人クラブ連合会	△
鳥取県老人福祉施設協議会	◎
在日本大韓民国民団鳥取県本部	×
在日本朝鮮人総聯合会鳥取県本部	◎
(公財)鳥取県国際交流財団	○
(公社)鳥取県医師会	○
(一社)鳥取県歯科医師会	△
(公社)鳥取県看護協会	◎
(一社)鳥取県薬剤師会	△
(社福)鳥取県社会福祉協議会	○
鳥取県保護司会連合会	○
(一社)鳥取県経営者協会	△
鳥取県商工会議所連合会	○
鳥取県商工会連合会	▲
鳥取県中小企業団体中央会	○
鳥取県農業協同組合中央会	○
日本労働組合総連合会鳥取県連合会	△
鳥取県高等学校PTA連合会	△
鳥取県児童福祉入所施設協議会	◎
鳥取県医療社会事業協会	△

◎…本人出席、○…代理人出席、△…書面による議決権行使、▲…委任状の提出、×…欠席

令和5年度 定時総会(令和5年5月29日) 役員出欠表

	理事名	現職等	出欠	備考
1	前田 義機	前鳥取県保護司会連合会会長	○	会長
2	佐々木 ちゑ子	鳥取県連合婦人会常任委員	○	副会長
3	井田 智子	(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会会長	○	
4	岡崎 周治	鳥取県人権教育推進協議会会長	○	
5	岡本 匡史	(公社)鳥取県医師会事務局長	○	
6	金児 英夫	鳥取県町村会監事(智頭町長)	×	
7	津川 俊仁	部落解放同盟鳥取県連合会執行委員長	×	
8	中山 孝一	鳥取県商工会議所連合会幹事長	○	
9	平尾 昭一	(公社)鳥取県老人クラブ連合会理事	○	
10	松田 吉正	鳥取県民生児童委員協議会会長	○	
11	谷 和敏	(公社)鳥取県人権文化センター事務局長	○	常務理事

	監事名	現職等	出欠	備考
	田中 穂	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	×	
	政田 孝	税理士	×	

別添

令和5年度

公益社団法人鳥取県人権文化センター
定時総会議案

日時 令和5年5月29日(月)
午前10時00分から

場所 鳥取県立生涯学習センター 5階 講義室
(鳥取市扇町21番地)

公益社団法人 鳥取県人権文化センター

総 会 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

議案第1号 令和3年度決算書類の修正について

議案第2号 令和4年度事業報告について

議案第3号 令和4年度決算について

議案第4号 役員を選任（案）について

議案第5号 鳥取県立人権ひろば21基金の使用について

4 報告事項

鳥取県人権機構の設立について

5 その 他

6 閉 会